

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月10日
【四半期会計期間】	第119期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	ブラザー工業株式会社
【英訳名】	BROTHER INDUSTRIES, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小池利和
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市瑞穂区苗代町15番1号
【電話番号】	052-824-2102
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務部長 藤井宗高
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市瑞穂区苗代町15番1号
【電話番号】	052-824-2102
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務部長 藤井宗高
【縦覧に供する場所】	ブラザー工業株式会社 東京支社 （東京都中央区京橋三丁目3番8号）  株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）  株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）  株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第118期 第3四半期連結 累計期間	第119期 第3四半期連結 累計期間	第118期 第3四半期連結 会計期間	第119期 第3四半期連結 会計期間	第118期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高 (百万円)	318,070	376,107	118,648	129,931	446,269
経常利益 (百万円)	23,017	36,192	9,632	13,183	29,664
四半期(当期)純利益 (百万円)	12,096	24,569	7,176	10,278	19,629
純資産額 (百万円)	-	-	204,964	212,979	213,531
総資産額 (百万円)	-	-	332,950	365,953	365,990
1株当たり純資産額 (円)	-	-	761.35	794.78	792.95
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	45.19	91.80	26.81	38.40	73.34
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	45.16	91.69	26.79	38.36	73.28
自己資本比率 (%)	-	-	61.2	58.1	58.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	34,246	32,599	-	-	50,348
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	13,170	11,971	-	-	18,061
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	13,147	7,069	-	-	32,172
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	-	-	55,687	59,252	49,031
従業員数 (人)	-	-	25,100	29,643	27,303

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を提出しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

## 2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	29,643 [7,455]
---------	----------------

（注）臨時従業員数（主に派遣社員）は、[ ]内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	3,656 [764]
---------	-------------

（注）1．臨時従業員（主に派遣社員）は、[ ]内に当第3四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2．従業員数は他社からの出向者（8人）を含めた就業人員であり、他社への出向者（413人）を除いております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次の通りであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
プリンティング・アンド・ソリューションズ(百万円)	101,613	
パーソナル・アンド・ホーム(百万円)	7,731	
マシナリー・アンド・ソリューション(百万円)	19,395	
ネットワーク・アンド・コンテンツ(百万円)	13,265	
その他(百万円)	1,326	
合計(百万円)	143,332	

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。  
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注実績

当社グループの生産活動は、そのほとんどを見込生産で行っておりますので、受注実績は記載しておりません。

#### (3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次の通りであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
プリンティング・アンド・ソリューションズ(百万円)	87,902	
パーソナル・アンド・ホーム(百万円)	8,702	
マシナリー・アンド・ソリューション(百万円)	17,131	
ネットワーク・アンド・コンテンツ(百万円)	12,268	
その他(百万円)	3,927	
合計(百万円)	129,931	

- (注) 1. セグメント間の取引については、相殺消去しております。  
 2. 「その他」の販売実績には、賃貸収入、リース収入等が含まれております。  
 3. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、当該割合が100分の10未満であるため、記載を省略しております。  
 4. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

#### 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は次の通りです。なお、文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものです。

##### (1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間における経済環境は、中国を中心とした新興国経済は好調に推移したものの、円高傾向の継続や、世界経済の先行き不透明感などにより、当社グループを取り巻く経営環境は、予断を許さない状況のまま推移いたしました。

このような状況の中、当社グループの連結業績は、円高による為替のマイナス影響があるものの、主に産業機器が市場の急回復を受けて大幅に増収となったことに伴い、売上高は前年同期比9.5%増の129,931百万円となりました。営業利益は、為替のマイナス影響があるものの、売上の増加に伴い、前年同期比14.0%増の11,088百万円となりました。経常利益は、営業外の為替差益等が増加したことに伴い、前年同期比36.9%増の13,183百万円となりました。四半期純利益は、税効果会計の影響で法人税等の負担率が前年同期に比べ減少したことなどにより、前年同期比43.2%増の10,278百万円となりました。

\* 当第3四半期連結会計期間における平均為替レート（連結）は次の通りです。

米ドル：82.62円　ユーロ：111.35円

\* 前第3四半期連結会計期間における平均為替レート（連結）は次の通りです。

米ドル：90.14円　ユーロ：132.38円

セグメント別の業績は、次の通りです。

##### 1) プリンティング・アンド・ソリューションズ事業

売上高 87,902百万円

通信・プリンティング機器

各地域で堅調に推移しているものの、為替のマイナス影響により、全体では78,559百万円となりました。

電子文具

各地域で堅調に推移しているものの、為替のマイナス影響により、全体では9,343百万円となりました。

営業利益

主に通信・プリンティング機器で、現地通貨ベースでの売上が増加したものの、為替のマイナス影響により、全体では7,562百万円となりました。

##### 2) パーソナル・アンド・ホーム事業

売上高

為替のマイナス影響があるものの、主に欧州で売上が増加したことにより、全体では8,702百万円となりました。

営業利益

売上の増加および売上構成の改善に伴い、全体では1,475百万円となりました。

##### 3) マシナリー・アンド・ソリューション事業

売上高 17,131百万円

工業用マシン

縫製産業における設備投資需要の回復に伴い、主に中国・アジア向けで好調に推移し、6,519百万円となりました。

産業機器

市場が前年同期と比べて大きく回復したことで売上が増加し、10,611百万円となりました。

営業利益

売上の増加に伴って大幅な増益となり、2,367百万円となりました。

##### 4) ネットワーク・アンド・コンテンツ事業

売上高

株式会社BMBの株式譲受による通信カラオケ事業の売上が増加したことなどにより、12,268百万円となりました。

営業損失

のれん償却費や統合効果の実現の遅れなどにより、710百万円の営業損失となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローでは、前年同四半期連結会計期間より3,461百万円少ない10,611百万円の現金及び現金同等物（以下「資金」）が得られました。これは、税金等調整前四半期純利益が増加し、売上債権の減少があったものの、たな卸資産の増加や、仕入債務の減少などがあったためです。投資活動によるキャッシュ・フローでは、前年同四半期連結会計期間より592百万円少ない13,791百万円の資金を支出しました。これは、有形固定資産の取得による支出が増加したものの、関係会社出資金の取得による支出の減少などがあったためです。財務活動によるキャッシュ・フローでは、前年同四半期連結会計期間より3,087百万円少ない13,201百万円の資金を支出しました。これは、主に短期借入金の返済による支出が減少したためです。

これらの活動の結果、当第3四半期連結会計期間末の資金残高は、第2四半期連結会計期間末より3,285百万円多い159,252百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は、次の通りです。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

税金等調整前四半期純利益は13,330百万円で、減価償却費6,245百万円など、非資金損益の調整の他、売上債権の増加854百万円、たな卸資産の増加3,942百万円、仕入債務の増加909百万円、未払費用の増加1,385百万円などによる資金増減があり、法人税等の支払2,282百万円などを差し引いた結果、10,611百万円の資金の増加となりました。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

有形固定資産の取得による支出3,801百万円、有形固定資産の売却による収入863百万円、無形固定資産の取得による支出1,102百万円、関係会社株式の取得による支出1,001百万円などにより、3,791百万円の資金の減少となりました。

### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

短期借入金の増加2,566百万円、長期借入金の返済2,091百万円、配当金の支払3,224百万円、リース債務の返済による支出449百万円などにより、3,201百万円の資金の減少となりました。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は会社の支配に関する方針について以下の通り定めております。

#### 会社の支配に関する基本方針

##### 1) 基本的な考え方

当社グループは、その売上高の80%以上を海外市場で上げており、43の国と地域に18(当社の5工場を含みます。)の生産拠点と49の販売拠点を有し、連結ベースでの従業員も2万7千名を超えております(平成22年3月現在)。当社の企業価値は、当社グループが事業を行っているこれらの国・地域におけるビジネスパートナーとの信頼関係や従業員のモラルに大きく依存しております。

また、当社グループは、企画・開発・設計・製造・販売・サービスなどのあらゆる場面で、お客様を第一に考える「At your sideな企業文化」を定着させ、世界各国のお客様から、「信頼できるブランド」と評価いただけるよう、事業活動を行っております。その実現のため、独自のマネジメントシステムである「Brother Value Chain Management(ブラザーバリューチェーンマネジメント)」を経営の中核として構築し、常に改善することによって、お客様の求める価値を迅速に提供してまいります。

このような状況において、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)を受け入れるかどうかは、当社経営陣による経営方針およびその推進と比較して、最終的には、当社株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると考えますが、当社株主の皆様が、大規模買付行為の当否について適切な判断を行うためには、当社取締役会を通じ、当該大規模買付行為の内容、当該大規模買付行為が当社企業価値に与える影響、当該大規模買付行為に代わる提案の有無等について、当社株主の皆様に必要な情報が提供される必要があると考えます。

注1：特定株主グループとは、

( ) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)

または、

(ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。)

を意味します。法令の改正等が行われた場合には、上記に相当する実質をもつ内容として適宜調整されるものとします。

注2：議決権割合とは、

( ) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。))も計算上考慮されるものとします。)

または、

(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。法令の改正等が行われた場合には、上記に相当する実質をもつ内容として適宜調整されるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。法令の改正等が行われた場合には、上記に相当する実質をもつ内容として適宜調整されるものとします。

## 2) 当社株式の大規模買付行為への対応方針

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、平成21年6月23日開催の第117回定時株主総会で株主の皆様のご承認を受け、その後の取締役会決議により、当社株式の大規模買付行為に対する対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）を決定しました。本対応方針は、大規模買付行為についての情報の収集と代替案提示の機会の確保を目的として当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対しては大規模買付ルールの順守を求めるとし、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合には、当社取締役会として一定の対抗措置を講じる方針です。

## 3) 大規模買付ルールの内容

当社取締役会は、大規模買付行為が以下に定める大規模買付ルールに従って行われることにより、当該大規模買付行為についての情報収集と代替案提示の機会が確保され、ひいては当社株主共同の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、(イ)大規模買付者は、大規模買付行為に先立ち当社取締役会に対して十分な情報を提供しなければならず、(ロ)当社取締役会が当該情報を検討するために必要である一定の評価期間が経過した後にはのみ、大規模買付者は大規模買付行為を開始することができるというものです。具体的には以下の通りです。

### 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに定められた手続きを順守する旨を約束した書面（以下、「意向表明書」といいます。）をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を示していただきます。

### 情報の提供

次に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および取締役会による意見形成（代替案の提示を含みます。）のために必要十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。その項目の一部は以下の通りです。

1. 大規模買付者およびそのグループの概要
2. 大規模買付行為の目的および内容
3. 買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け
4. 大規模買付行為完了後に意図する当社経営方針および事業計画

大規模買付者から大規模買付情報を提供していただくため、当社は、の意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると合理的に考えられる場合には、必要十分な情報が揃うまで、当社取締役会は、独立諮問委員会に諮問のうえ、その助言・勧告を最大限尊重し、追加的に情報提供をしていただくことがあります。当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

### 取締役会による検討期間

大規模買付者は、取締役会評価期間が経過するまでの間は、大規模買付行為を開始することはできません。すなわち、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した旨を証する書面を当社取締役会が大規模買付者に交付した日から起算して、最大60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または最大90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。取締役会評価期間中、当社取締役会は、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、独立諮問委員会へ諮問のうえ、その助言・勧告を最大限尊重し、取締役会としての意見をとりまとめ、開示します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉すること、当社取締役会として当社株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

当社取締役会による検討もしくは交渉の結果、大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主共同の利益を最大化させるものであると当社取締役会が判断をした場合には、速やかに取締役会評価期間を終了させ、その旨を開示いたします。



#### 4) 独立諮問委員会

大規模買付ルールに係る当社取締役会の運用の適正性を確保し、大規模買付行為が行われる際に当社取締役会が行う判断の公正性、透明性をより一層担保するために独立諮問委員会を設置します。

大規模買付ルールでは、後述の 5)において、対抗措置発動にかかる事項を定めておりますが、このような対抗措置を発動する場合など、大規模買付ルールの運用に関する当社取締役会の重要な判断にあたっては、原則として独立諮問委員会に諮問を行うこととし、当社取締役会はその助言・勧告を最大限尊重するものとしたします。独立諮問委員会の詳細は後記の通りです。独立諮問委員会の詳細については、当社取締役会が行う判断の公正性、透明性をより一層担保するという趣旨に合致する合理的な範囲内で、取締役会の決議により、変更され得るものとします。

#### 5) 大規模買付行為が実施された場合の対応

大規模買付者によって大規模買付ルールが順守されない場合には、当社取締役会は、独立諮問委員会へ諮問のうえ、その助言・勧告を最大限尊重し、当社企業価値ひいては株主共同の利益の保護を目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。

具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択します。具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属する者に新株予約権の行使を認めない旨の条件または当社が新株予約権の一部を取得する場合に、特定株主グループに属する者以外の新株予約権者が所有する新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項を付するなど、大規模買付ルールを順守しない者への対抗措置としての効果を勘案した条件等を設けることがあります。

大規模買付ルールが順守されている場合、当社取締役会は、大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主共同の利益に回復し難い損害をもたらすことが明らかでない限り、株主の皆様ご意思に基づくことなく当社取締役会の判断のみで大規模買付行為を阻止しようとすることはありません。

当社取締役会は、当社企業価値ひいては株主共同の利益に回復し難い損害をもたらすことが明らかな場合として、例えば以下の から までに掲げられる行為等が意図されている場合を想定しております。

株式を買い占め、その株式について当社に対して高値で買取りを要求する行為

当社を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に大規模買付者の利益を実現する経営を行うような行為

当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で株式を売り抜ける行為

強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式売買を行うことをいいます。）等株主の皆様ごに株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合

対抗措置の発動や選択については、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の助言を求め、また社外取締役や監査役の意見も十分尊重し、独立諮問委員会へ諮問のうえ、その助言・勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会で決定し、適時適切な開示を行います。

上記の対抗措置を発動するに際し、当社取締役会が当社株主共同の利益の観点から株主の皆様ごの意見を確認させていただくことが適切であると判断した場合には、株主総会を開催することとしたします。当社取締役会が株主総会を開催することを決定した場合には、その時点で株主総会を開催する旨および開催理由の開示を行います。

#### 6) 株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様ごが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様ごが代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様ごは、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様ごが適切な投資判断を行う前提として適切なものであり、当社株主および投資家の皆様ごの利益に資するものと考えております。

なお、上記 5)において述べた通り、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆様ごにおかれましては、大規模買付者の動向にご注意くださるようお願いいたします。

#### 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合には、当社取締役会は、当社企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、独立諮問委員会へ諮問のうえ、その助言・勧告を最大限尊重し、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがあります。ただし、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様(大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。)が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。ただし、当社取締役会が新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、無償割当ての中止、または新株予約権の行使期間開始日前日までに当社が当社株式を交付することなく無償での新株予約権の取得を行うことがあります。この場合、1株あたりの当社株式の価値の希釈化は生じないことから、1株あたりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提として当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てにつきましては、当社取締役会が別途定める割当て期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が新株予約権が割当てられますので、新株予約権を取得するためには、新株予約権の割当て期日までに振替手続を完了していただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを実施することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

また、新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会が定める日をもって特定株主グループに属する者以外の株主の皆様が有する新株予約権を当社が取得し、これと引換えに当社株式を交付する場合があります。この場合には、特定株主グループに属する者以外の株主の皆様は当社が取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使のための金銭を払い込むことなく、当社による取得の対価として、新株予約権の目的となる当社株式を受領することになります。なお、取得の対象となる株主の皆様には、別途ご自身が特定株主グループに属する者でないこと等を確認する当社所定の書式による書面や、振替株式を記録するための口座の情報をご提出いただくことがあります。

#### 7) 本対応方針の発効日及び有効期限

本対応方針は、平成21年6月23日に開催された当社株主総会後に最初に開催される当社取締役会の決議をもって同日より発効し、有効期限は、平成24年に開催される当社定時株主総会後に最初に開催される取締役会の終了時点までとします。

なお、本対応方針の有効期間中であっても、関係法令の整備等を踏まえ、当社企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から本対応方針を随時見直し、取締役会の決議により、必要に応じて本対応方針を廃止し、または変更する場合がございます。また、株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針は廃止されます。

当社は、本対応方針が廃止され、または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

#### 8) 本対応方針の合理性についての当社取締役会の判断

##### 1. 本対応方針が当社の基本的な考え方に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保すること、または株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社企業価値ひいては株主共同の利益を確保するためのものであり、当社の基本的な考え方(前記1))に沿うものです。

##### 2. 本対応方針が当社株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社取締役会は以下の理由から、本対応方針が当社株主共同の利益を損なうものではなく当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

##### 株主意思を反映するものであること

本対応方針は、当社株主総会において株主の皆様のご承認を得て、その株主総会終了後の当社取締役会の決議をもって発効しております。また、本対応方針の有効期間の満了前であっても、株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

#### 独立性のある社外者の助言・勧告の尊重

当社は、本対応方針の運用の適正性を確保し、大規模買付行為が行われた際に当社取締役会が行う判断の公正性、透明性をより一層担保するために独立諮問委員会を設置いたします。当該独立諮問委員会は、諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議内容に基づいて当社取締役会に対し助言または勧告し、当社取締役会は、当該助言・勧告を最大限尊重します。

#### 「買収防衛策に関する指針」「買収防衛策の在り方」を踏まえた設計

本対応方針は、平成17年5月27日付の経済産業省・法務省の「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足し、かつ平成20年6月30日付の企業価値研究会の「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されています。

#### 廃止が困難なものでないこと

本対応方針は、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。また、当社取締役の任期は1年であることから、大規模買付者が自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、特に長期の期間を要することなく本対応方針の廃止が可能です。

### （独立諮問委員会の概要）

#### 1. 構成員

独立諮問委員会の委員は、当社の業務執行者から独立している者で、員数は3名以上とし、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、企業・経済活動に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者の中から、当社取締役会が選任します。

独立諮問委員会の委員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会后、最初に開催される取締役会終了時までとします。再任は妨げません。

ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではありません。

なお、取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議をした場合、独立諮問委員会委員の任期は本対応方針の廃止と同時に終了します。

#### 2. 決議要件

独立諮問委員会の決議は、原則として、独立諮問委員会委員のうち3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行います。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立諮問委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができます。

#### 3. 決定事項その他

独立諮問委員会は、当社取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、主として以下の各号に記載された事項について精査、検討、審議等のうえ決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に対して助言・勧告します。当社取締役会は、この独立諮問委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決議を行います。なお、独立諮問委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としません。

大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲

大規模買付者が大規模買付ルールを順守したか否か

大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主共同の利益に回復し難い損害をもたらすものであるか否か  
対抗措置の発動の可否、およびその内容の妥当性

その他当社取締役会が諮問した事項

また、独立諮問委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、合理的な範囲内における当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができます。

また、当社の取締役、監査役、従業員その他の独立諮問委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立諮問委員会が求める事項に関する説明を求めることができます。

なお、独立諮問委員会は、当社取締役会の諮問がある場合のほか、定期的に委員会を開催し、中期経営計画の進捗状況をはじめ、当社の経営状況について、当社取締役その他独立諮問委員会が必要と認める者から報告を受けるものとします。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費は、8,744百万円であります。

なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループは、現在及び将来の事業活動のための適切な水準の流動性の維持及び、柔軟で効率的な資金の確保を財務活動の重要な方針としています。この方針に従って、当社グループは、グループ会社が保有する資金をグループ内で効率よく活用するキャッシュマネジメントシステムの構築を進めてまいりました。また、手元流動性の補完として複数の金融機関とコミットメントライン契約を締結しています。これらの結果、資金の偏在をならし、グループ全体で借入を極力削減する体制を整えております。

流動性管理

当社グループは、現金及び現金同等物と未使用のコミットメントラインを合わせた金額を手元流動性として位置付けています。当第3四半期連結会計期間末現在、当社グループは現金及び現金同等物59,252百万円を保有しています。また、複数の金融機関と合計30,000百万円のコミットメントライン契約を締結しており、未使用額は30,000百万円です。これらを合わせると、当社グループは手元流動性を89,252百万円確保しています。これにより、季節的な資金需要の変動、1年以内に期限の到来する借入、事業環境リスク等を考慮の上、通年に渡り十分な手元流動性を確保していると考えております。

資金調達

運転資金等の短期資金は、原則として期限が1年以内の短期借入金を現地通貨で調達することとし、生産設備等の長期資金は、内部留保資金の他、固定金利の長期借入金及び社債等で調達することを基本方針としております。当第3四半期連結会計期間末現在、短期借入金の残高は8,981百万円で、主な通貨は日本円であります。また、長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)の残高は3,250百万円であり、日本円による固定金利調達であります。普通社債の残高は日本円で15,500百万円であります。

当社は、株式会社格付投資情報センターから格付けを取得しております。当第3四半期連結会計期間末現在、長期債及び発行体格付けがA、コマーシャルペーパーがa-1であります。金融・資本市場へのアクセスを保持するため、一定水準の格付けの維持は重要と考えております。

当社グループでは、営業活動によりキャッシュ・フローを生み出す能力に加えて、コミットメントライン契約を含めた手元流動性、健全な財務体質により、当社グループの成長を維持するために必要な運転資金及び設備投資・研究開発資金等を確保することが可能と考えております。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末までに計画していた設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	600,000,000
計	600,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	277,535,866	277,535,866	東京、名古屋、 大阪各証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	277,535,866	277,535,866		

(注) 大阪証券取引所については、平成22年12月24日に上場廃止の申請を行い、平成23年2月13日に上場廃止を予定しております。

#### (2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

平成19年2月22日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	35(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	35,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	自平成19年3月20日 至平成49年3月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の 決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。

2. 新株予約権発行日(以下「発行日(割当日)」という。)後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

なお、上記の調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。
4. (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役を退任した日の翌日から1年を経過した日（以下「権利行使開始日」という。）から起算して5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使できる。
- (2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は以下の(ア)、(イ)、(ウ)に定める場合、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
- (ア) 新株予約権者が平成48年3月19日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成48年3月20日から平成49年3月19日までとする。
- (イ) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とする。
- (ウ) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月間とする。
- (3) 新株予約権1個当たりの一部行使はできない。
- (4) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

平成20年2月28日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	516(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	51,600(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	自平成20年3月25日 至平成50年3月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 各新株予約権の目的である株式の数は、100株とする。

2. 新株予約権発行日（以下「発行日（割当日）」という。）後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

なお、上記の調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。
4. (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役を退任した日の翌日から1年を経過した日（以下「権利行使開始日」という。）から起算して5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使できる。
- (2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は以下の(ア)、(イ)、(ウ)に定める場合、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
- (ア) 新株予約権者が平成49年3月24日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成49年3月25日から平成50年3月24日までとする。
- (イ) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とする。
- (ウ) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月間とする。
- (3) 新株予約権1個当たりの一部行使はできない。
- (4) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

平成21年2月26日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,145(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	114,500(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	自平成21年3月24日 至平成51年3月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 各新株予約権の目的である株式の数は、100株とする。

2. 新株予約権発行日（以下「発行日（割当日）」という。）後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

なお、上記の調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。



3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。
4. (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役を退任した日の翌日から1年を経過した日（以下「権利行使開始日」という。）から起算して5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使できる。
- (2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は以下の(ア)、(イ)、(ウ)に定める場合、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
- (ア) 新株予約権者が平成50年3月23日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成50年3月24日から平成51年3月23日までとする。
- (イ) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とする。
- (ウ) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月間とする。
- (3) 新株予約権1個当たりの一部行使はできない。
- (4) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

平成22年2月25日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	983(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	98,300(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	自平成22年3月24日 至平成52年3月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 各新株予約権の目的である株式の数は、100株とする。

2. 新株予約権発行日（以下「発行日（割当日）」という。）後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

なお、上記の調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。
4. (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役、監査役、執行役員及び理事のいずれの地位をも喪失した日の翌日から1年を経過した日（以下「権利行使開始日」という。）から起算して5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使できる。
- (2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は以下の(ア)、(イ)、(ウ)に定める場合、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
- (ア) 新株予約権者が平成51年3月23日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成51年3月24日から平成52年3月23日までとする。
- (イ) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とする。
- (ウ) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月間とする。
- (3) 新株予約権1個当たり的一部行使はできない。
- (4) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役、執行役員との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	-	277,535,866	-	19,209	-	16,114

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動はありません。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 8,796,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 268,472,000	2,684,710	-
単元未満株式	普通株式 267,466	-	-
発行済株式総数	277,535,866	-	-
総株主の議決権	-	2,684,710	-

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の株式数には、証券保管振替機構名義の株式が2,900株(議決権29個)含まれております。

2. 「完全議決権株式(その他)」欄の株式数には、株主名簿上は当社名義であるものの、実質的に所有していない株式が1,000株含まれておりますが、同欄の議決権の数には、当該株式に係る議決権の数10個は含まれておりません。

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) ブラザー工業(株)	名古屋市瑞穂区苗代町 15番1号	8,796,400	-	8,796,400	3.17
計	-	8,796,400	-	8,796,400	3.17

(注) 1. 上記のほか、株主名簿上は当社名義ですが、実質的に所有していない株式が1,000株あります。

2. 所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,184	1,121	1,075	969	1,024	1,083	1,080	1,243	1,275
最低(円)	1,090	917	922	875	887	892	1,014	1,016	1,184

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	59,130	49,829
受取手形及び売掛金	64,915	71,655
有価証券	688	729
たな卸資産	<sup>1</sup> 70,950	<sup>1</sup> 64,739
その他	28,183	25,850
貸倒引当金	1,760	2,727
流動資産合計	222,108	210,077
固定資産		
有形固定資産	<sup>2</sup> 67,894	<sup>2</sup> 72,548
無形固定資産		
のれん	8,524	9,148
その他	13,054	15,019
無形固定資産合計	21,579	24,167
投資その他の資産		
投資有価証券	27,831	28,824
その他	36,845	44,450
貸倒引当金	10,307	14,078
投資その他の資産合計	54,370	59,196
固定資産合計	143,844	155,912
資産合計	365,953	365,990
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	36,630	33,713
短期借入金	8,981	6,336
1年内償還予定の社債	500	-
1年内返済予定の長期借入金	3,000	5,028
未払法人税等	9,883	4,378
賞与引当金	4,195	7,049
製品保証引当金	5,640	7,215
著作権費用引当金	820	949
資産除去債務	33	-
その他	44,224	48,002
流動負債合計	113,909	112,674
固定負債		
社債	15,000	15,500
長期借入金	250	78
退職給付引当金	7,023	7,032
資産除去債務	999	-
その他	15,790	17,174
固定負債合計	39,063	39,785
負債合計	152,973	152,459

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	19,209	19,209
資本剰余金	16,155	16,148
利益剰余金	228,495	211,646
自己株式	11,688	11,702
株主資本合計	252,172	235,303
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,190	3,097
繰延ヘッジ損益	118	1,100
為替換算調整勘定	41,758	27,280
評価・換算差額等合計	39,449	23,081
新株予約権	257	287
少数株主持分	-	1,022
純資産合計	212,979	213,531
負債純資産合計	365,953	365,990

( 2 ) 【 四半期連結損益計算書 】  
 【 第 3 四半期連結累計期間 】

( 単位 : 百万円 )

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年12月31日)
売上高	318,070	376,107
売上原価	175,548	211,922
売上総利益	142,522	164,185
販売費及び一般管理費	122,843	131,562
営業利益	19,679	32,622
営業外収益		
受取利息	463	546
受取配当金	412	362
為替差益	3,823	2,979
持分法による投資利益	67	381
デリバティブ評価益	698	990
その他	523	1,052
営業外収益合計	5,989	6,312
営業外費用		
支払利息	387	599
売上割引	1,674	1,475
その他	590	668
営業外費用合計	2,651	2,743
経常利益	23,017	36,192
特別利益		
固定資産売却益	1,514	481
貸倒引当金戻入額	86	205
製品保証引当金戻入額	-	798
その他	409	387
特別利益合計	2,010	1,873
特別損失		
固定資産売却損	195	65
固定資産除却損	333	379
減損損失	262	1,045
投資有価証券売却損	1	0
関係会社株式評価損	36	2
関係会社出資金評価損	272	-
貸倒引当金繰入額	-	1,413
退職給付制度改定損	2,985	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	533
その他	218	1,569
特別損失合計	4,306	5,010
税金等調整前四半期純利益	20,721	33,055
法人税等	8,738	8,998
少数株主損益調整前四半期純利益	-	24,056
少数株主損失 ( )	113	512
四半期純利益	12,096	24,569

## 【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	118,648	129,931
売上原価	65,311	72,668
売上総利益	53,336	57,263
販売費及び一般管理費	43,613	46,175
営業利益	9,723	11,088
営業外収益		
受取利息	155	100
受取配当金	203	89
為替差益	70	898
持分法による投資利益	106	119
デリバティブ評価益	-	1,463
その他	283	183
営業外収益合計	819	2,854
営業外費用		
支払利息	106	100
売上割引	619	534
デリバティブ評価損	42	-
その他	141	123
営業外費用合計	910	759
経常利益	9,632	13,183
特別利益		
固定資産売却益	1,343	223
貸倒引当金戻入額	23	12
製品保証引当金戻入額	-	798
その他	388	62
特別利益合計	1,755	1,097
特別損失		
固定資産売却損	83	7
固定資産除却損	159	114
減損損失	262	12
関係会社出資金評価損	272	-
貸倒引当金繰入額	-	758
退職給付制度改定損	3	-
その他	164	56
特別損失合計	946	950
税金等調整前四半期純利益	10,441	13,330
法人税等	3,301	3,051
少数株主損益調整前四半期純利益	-	10,278
少数株主損失( )	36	-
四半期純利益	7,176	10,278



(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	20,721	33,055
減価償却費	14,951	17,354
減損損失	262	1,045
のれん償却額	284	1,861
貸倒引当金の増減額(は減少)	484	1,977
退職給付引当金の増減額(は減少)	547	639
製品保証引当金の増減額(は減少)	1,708	723
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	533
受取利息及び受取配当金	875	908
支払利息	387	599
為替差損益(は益)	560	1,515
デリバティブ評価損益(は益)	698	990
持分法による投資損益(は益)	67	381
固定資産除売却損益(は益)	985	37
投資有価証券売却損益(は益)	1	0
関係会社株式評価損	36	2
関係会社出資金評価損	272	-
退職給付制度改定損	2,985	-
売上債権の増減額(は増加)	1,355	2,829
たな卸資産の増減額(は増加)	6,470	13,329
仕入債務の増減額(は減少)	10,411	4,114
未払費用の増減額(は減少)	12,270	381
その他	8,475	4,915
小計	38,068	38,202
利息及び配当金の受取額	946	991
利息の支払額	324	536
法人税等の支払額	4,444	6,058
営業活動によるキャッシュ・フロー	34,246	32,599

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の売却による収入	100	299
有形固定資産の取得による支出	7,787	11,773
有形固定資産の売却による収入	2,276	2,148
無形固定資産の取得による支出	3,796	2,859
無形固定資産の売却による収入	9	88
投資有価証券の取得による支出	90	171
投資有価証券の売却による収入	0	43
関係会社株式の取得による支出	1,862	1,280
関係会社株式の売却による収入	-	0
子会社の清算による収入	-	654
関係会社出資金の払込による支出	1,458	344
出資金の払込による支出	26	-
事業譲渡による収入	-	342
長期貸付金の回収による収入	2	444
その他	536	436
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>13,170</b>	<b>11,971</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（は減少）	7,727	2,667
長期借入れによる収入	-	250
長期借入金の返済による支出	44	2,106
リース債務の返済による支出	-	1,960
自己株式の純増減額（は増加）	3	7
配当金の支払額	5,375	5,912
その他	3	-
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>13,147</b>	<b>7,069</b>
<b>現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>611</b>	<b>3,473</b>
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	8,540	10,085
現金及び現金同等物の期首残高	46,127	49,031
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	1,019	135
<b>現金及び現金同等物の四半期末残高</b>	<b>55,687</b>	<b>59,252</b>

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>前連結会計年度まで連結の範囲に含めておりました西安兄弟工業有限公司は、当社の連結子会社である兄弟マシン(西安)有限公司による吸収合併により消滅したため、第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。なお、兄弟マシン(西安)有限公司は社名を兄弟機械(西安)有限公司に変更しております。</p> <p>また、前連結会計年度まで連結の範囲に含めておりました(株)タイカンエンタープライズは、当社の連結子会社である(株)スタンダードによる吸収合併により消滅したため、第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。</p> <p>第1四半期連結会計期間まで連結の範囲に含めておりました(株)BMBは、当社の連結子会社である(株)エクシングによる吸収合併により消滅したため、第2四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。</p> <p>連結財務諸表に及ぼす重要性が増したため、当第3四半期連結会計期間より、兄弟機械商業(上海)有限公司を連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 54社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 「持分法に関する会計基準」等の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成20年3月10日公表分 企業会計基準第16号)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会平成20年3月10日 実務対応報告第24号)を適用しております。</p> <p>これに伴い、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社(その子会社を含む)及び持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一する方法(統一しないことに合理的な理由がある場合は除く)に変更しております。</p> <p>これによる当第3四半期連結累計期間の経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成20年3月31日 企業会計基準第18号)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成20年3月31日 企業会計基準適用指針第21号)を適用しております。</p> <p>これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益は82百万円減少し、税金等調整前四半期純利益は615百万円減少しております。</p> <p>(3) 「企業結合に関する会計基準」等の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成20年12月26日 企業会計基準第21号)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成20年12月26日 企業会計基準第7号)、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会平成20年12月26日 企業会計基準適用指針第10号)及び「持分法に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成20年12月26日公表分 企業会計基準第16号)並びに同日公表された「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成20年12月26日 企業会計基準第22号)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準委員会平成20年12月26日 企業会計基準第23号)を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

## 当第3四半期連結累計期間

(自 平成22年4月1日  
至 平成22年12月31日)

## (四半期連結損益計算書)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成20年12月26日 企業会計基準第22号)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書)

前第3四半期連結累計期間において、財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて掲記しておりました「リース債務の返済による支出」は、金額的重要性が増したため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記しております。

なお、前第3四半期連結累計期間に含まれる金額は 0百万円であります。

## 当第3四半期連結会計期間

(自 平成22年10月1日  
至 平成22年12月31日)

## (四半期連結貸借対照表)

前第3四半期連結会計期間において、「無形固定資産」に含めて掲記しておりました「のれん」は、金額的重要性が増したため当第3四半期連結会計期間では区分掲記しております。

なお、前第3四半期連結会計期間に含まれる金額は1,113百万円であります。

## (四半期連結損益計算書)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成20年12月26日 企業会計基準第22号)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

## 【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	減価償却の方法として定率法を採用している固定資産の減価償却費については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。
2. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況について、前連結会計年度末以降に著しい変化がないと認められる場合、前連結会計年度末の検討において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法により算定しております。

## 【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

## 【追加情報】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1 たな卸資産の内訳は、次の通りであります。 商品及び製品                    49,388百万円 仕掛品                            8,359 原材料及び貯蔵品                13,202 合計                                70,950	1 たな卸資産の内訳は、次の通りであります。 商品及び製品                    46,327百万円 仕掛品                            6,223 原材料及び貯蔵品                12,189 合計                                64,739
2 有形固定資産の減価償却累計額は、144,444百万円であります。	2 有形固定資産の減価償却累計額は、135,993百万円であります。
3 偶発債務 顧客のリース会社に対する債務に対し、債務保証を行っております。 顧客の割賦保証債務                644百万円	3 偶発債務 顧客のリース会社に対する債務に対し、債務保証を行っております。 顧客の割賦保証債務                1,016百万円
	4 受取手形割引高                        326百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。 製品保証引当金繰入額            2,313百万円 給与・賞与等                    31,678 賞与引当金繰入額                2,589 退職給付費用                    2,657 貸倒引当金繰入額                287	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。 製品保証引当金繰入額            2,378百万円 給与・賞与等                    34,241 賞与引当金繰入額                3,015 退職給付費用                    2,102 貸倒引当金繰入額                110

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。 製品保証引当金繰入額            1,197百万円 給与・賞与等                    8,721 賞与引当金繰入額                2,589 退職給付費用                    760 貸倒引当金繰入額                100	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。 製品保証引当金繰入額            1,084百万円 給与・賞与等                    9,673 賞与引当金繰入額                3,015 退職給付費用                    338 貸倒引当金繰入額                52

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在) (百万円)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在) (百万円)
現金及び預金勘定	現金及び預金勘定
投資信託	投資信託
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	預入期間が3ヶ月を超える定期預金
現金及び現金同等物	現金及び現金同等物
56,519	59,130
519	688
1,351	567
55,687	59,252

## (株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 277,535千株

## 2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 9,886千株

## 3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 257百万円

## 4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月14日 取締役会	普通株式	2,687	10.0	平成22年3月31日	平成22年6月2日	利益剰余金
平成22年11月1日 取締役会	普通株式	3,224	12.0	平成22年9月30日	平成22年11月29日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	プリンティング・アンド・ソリューションズ (百万円)	パーソナル・アンド・ホーム (百万円)	マシナリー・アンド・ソリューション (百万円)	その他 (百万円)	計(百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	91,824	8,526	8,705	9,593	118,648	-	118,648
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	1,526	1,526	(1,526)	-
計	91,824	8,526	8,705	11,120	120,175	(1,526)	118,648
営業費用	82,219	7,549	9,687	10,995	110,452	(1,526)	108,925
営業利益(は営業損失)	9,604	976	982	124	9,723	-	9,723

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	プリンティング・アンド・ソリューションズ (百万円)	パーソナル・アンド・ホーム (百万円)	マシナリー・アンド・ソリューション (百万円)	その他 (百万円)	計(百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	253,076	20,472	19,161	25,360	318,070	-	318,070
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	4,885	4,885	(4,885)	-
計	253,076	20,472	19,161	30,245	322,956	(4,885)	318,070
営業費用	231,631	19,548	22,199	29,897	303,276	(4,885)	298,391
営業利益(は営業損失)	21,445	924	3,038	348	19,679	-	19,679

(注) 1. 事業区分の方法

製品の種類・性質等の類似性及び当グループの損益集計区分を考慮して決定しております。

2. 各事業区分に属する主要製品

事業区分	主要製品
プリンティング・アンド・ソリューションズ	プリンター、複合機、ファクス、電子文具、タイプライター
パーソナル・アンド・ホーム	家庭用ミシン
マシナリー・アンド・ソリューション	工業用ミシン、工作機械
その他	通信カラオケ、携帯電話向けコンテンツ、上記以外の製品の販売及び不動産の販売・賃貸



【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	25,227	37,973	40,330	15,116	118,648	-	118,648
(2) セグメント間の内部 売上高	60,433	444	696	42,359	103,933	(103,933)	-
計	85,661	38,417	41,027	57,476	222,582	(103,933)	118,648
営業費用	82,571	37,385	37,878	54,956	212,791	(103,866)	108,925
営業利益	3,089	1,032	3,148	2,519	9,790	(67)	9,723

前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年12月31日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	65,320	106,411	105,386	40,952	318,070	-	318,070
(2) セグメント間の内部 売上高	162,011	1,132	1,869	112,726	277,739	(277,739)	-
計	227,332	107,544	107,255	153,678	595,810	(277,739)	318,070
営業費用	223,241	105,110	99,327	147,752	575,432	(277,040)	298,391
営業利益	4,090	2,433	7,927	5,925	20,378	(699)	19,679

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度及び当グループの管理区分を考慮して決定しております。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(米州) 米国、カナダ

(欧州) イギリス、ドイツ、フランス

(アジア他) 中国、オーストラリア、シンガポール

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）

	米州	欧州	アジア他	計
海外売上高（百万円）	37,910	40,844	18,638	97,393
連結売上高（百万円）	-	-	-	118,648
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	32.0	34.4	15.7	82.1

前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年12月31日）

	米州	欧州	アジア他	計
海外売上高（百万円）	106,372	106,343	49,129	261,845
連結売上高（百万円）	-	-	-	318,070
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	33.4	33.4	15.4	82.3

（注）1．国又は地域の区分は、地理的近接度及び当グループの管理区分を考慮して決定しております。

2．各区分に属する主な国又は地域

（米州） 米国、カナダ

（欧州） イギリス、ドイツ、フランス

（アジア他） 中国、オーストラリア、シンガポール

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成21年3月27日 企業会計基準第17号)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成20年3月21日 企業会計基準適用指針第20号)を適用しております。

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は報告セグメントを事業別とし、「プリンティング・アンド・ソリューションズ事業」、「パーソナル・アンド・ホーム事業」、「マシナリー・アンド・ソリューション事業」、「ネットワーク・アンド・コンテンツ事業」の4つにおいて、取り扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し事業活動を展開しております。

「プリンティング・アンド・ソリューションズ事業」は、プリンターや複合機といった通信・プリンティング機器及び電子文具等の製造・販売を行っております。「パーソナル・アンド・ホーム事業」は、家庭用マシン等の製造・販売を行っております。「マシナリー・アンド・ソリューション事業」は、工業用マシン及び工作機械等の製造・販売を行っております。「ネットワーク・アンド・コンテンツ事業」は、業務用カラオケ機器の製造・販売・サービスの提供及びコンテンツ配信サービス等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

(単位:百万円)

	プリンティング・アンド・ソリューションズ	パーソナル・アンド・ホーム	マシナリー・アンド・ソリューション	ネットワーク・アンド・コンテンツ	その他(注)1	合計	調整額(注)2	四半期連結損益計算書計上額
売上高								
外部顧客への売上高	255,779	22,414	46,981	40,019	10,913	376,107	-	376,107
セグメント間の内部売上又は振替高	-	-	-	-	3,901	3,901	3,901	-
計	255,779	22,414	46,981	40,019	14,814	380,008	3,901	376,107
セグメント利益又は損失( ) (営業利益又は損失( ))	25,310	2,732	5,552	1,981	1,007	32,622	-	32,622

(注)1. その他には不動産事業等を含んでおります。

2. 調整額の 3,901百万円はセグメント間取引消去であります。

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

(単位:百万円)

	プリンティング・アンド・ソリューションズ	パーソナル・アンド・ホーム	マシナリー・アンド・ソリューション	ネットワーク・アンド・コンテンツ	その他(注)1	合計	調整額(注)2	四半期連結損益計算書計上額
売上高								
外部顧客への売上高	87,902	8,702	17,131	12,268	3,927	129,931	-	129,931
セグメント間の内部売上又は振替高	-	-	-	-	794	794	794	-
計	87,902	8,702	17,131	12,268	4,721	130,726	794	129,931
セグメント利益又は損失( ) (営業利益又は損失( ))	7,562	1,475	2,367	710	394	11,088	-	11,088

(注)1. その他には不動産事業等を含んでおります。

2. 調整額の 794百万円はセグメント間取引消去であります。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動はありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引関係について、前連結会計年度末日と比較して著しい変動はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動はありません。

(注) 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成20年3月31日 企業会計基準第18号)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成20年3月31日 企業会計基準適用指針第21号)を適用しているため、第1四半期連結会計期間の期首における残高を前連結会計年度末日における残高としております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動はありません。

( 1株当たり情報 )

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	794.78円	1株当たり純資産額	792.95円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	212,979	213,531
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	257	1,309
(うち新株予約権)	(257)	(287)
(うち少数株主持分)	-	(1,022)
普通株式に係る四半期末(期末)の純資産額 (百万円)	212,722	212,221
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期 末(期末)の普通株式の数(千株)	267,649	267,634

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	45.19円	1株当たり四半期純利益金額	91.80円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	45.16円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	91.69円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	12,096	24,569
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	12,096	24,569
期中平均株式数(千株)	267,654	267,643
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	225	326
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があったも のの概要		

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	26.81円	1株当たり四半期純利益金額	38.40円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	26.79円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	38.36円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	7,176	10,278
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	7,176	10,278
期中平均株式数(千株)	267,661	267,650
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	225	326
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンスリース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は、前連結会計年度末日に比べて著しい変動はありません。

## 2【その他】

平成22年11月1日開催の取締役会において、次の通り剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

(イ) 配当金の総額.....3,224百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....12円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成22年11月29日

(注) 平成22年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払を行っております。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月8日

ブラザー工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 平野 善得

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 後藤 隆行

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているブラザー工業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ブラザー工業株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月8日

ブラザー工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 渋谷 英 司

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 後藤 隆 行

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているブラザー工業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ブラザー工業株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。